資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

有限会社あさひ産業発行の給油プリペイドカードをお持ちのお客様へ

平素は、ご利用いただき厚く御礼申し上げます。

この度、令和七年八月三十一日で利用終了しました当社発行の給油プリペイドカードにつきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項等の規定に基づき、払戻しを行います。

未使用または残高のある給油プリペイドカードをお持ちのお客様は、令和七年九月一日から令和七年十一月三十日までの間に、当社本社までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

なお、右記期間内にお申し出がない場合、当該払戻しの手続きから除斥されます。

令和七年九月一日

鳥取県倉吉市広栄町九二四番地三
電話〇八五八―二三―二二四一
有限会社あさひ産業
代表取締役　冨谷　陽一